

議案第90号

福岡市工業用水道給水条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、工業用水道事業の経営の健全化を図るため、工業用水道料金の額を改める必要があるによる。

福岡市工業用水道給水条例の一部を改正する条例

福岡市工業用水道給水条例（平成12年福岡市条例第28号）の一部を次のように改正する。
別表第1基本料金の項中「60」を「66」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市工業用水道給水条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に使用される工業用水に係る料金について適用し、同日前に使用された工業用水に係る料金については、なお従前の例による。